

○総務省告示第八十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四十七条の五において準用する同法第三十九条の三第二項の規定により、指定試験機関として指定した公益財団法人日本無線協会から試験事務を行う事務所の所在地の変更に係る届出があつたので、同法第四十七条の五において準用する同法第三十九条の三第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年三月三十日

総務大臣 金子 恭之

一 所在地を変更する事務所の名称及び変更後の所在地

事務所の名称	変更後の事務所の所在地
公益財団法人日本無線協会東海支部	愛知県名古屋市東区白壁三丁目十二番十三号

二 変更年月日

令和四年四月二十三日